

町の掲示板

4月の納税
町税、国民健康保険税の納付は
お済みですか？
まだお済みでない方は
早めの納付をお願いします。

町の人口

人口 2万6311人 (+33)
男性:1万2847人(+22)人 女性:1万3464人(+11)
世帯数 9967戸 (+31)
平成23年2月28日現在 () =前月比

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線121)

食生活改善推進教室生を募集します

食生活改善推進教室は、栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。教室を修了された人には、須恵町が食生活改善推進員に委嘱して、ボランティアで地域のみなさんの健康づくりに協力していただいています。現在は、180人の推進員（ヘルスメイト）が活動されています。

また、この教室は託児室も設けますので、お子さん連れで気軽に受講できます。

なお、託児数に限りがありますので申し込み多数の場合は、ご相談させていただきます。

- **開催日** 6月23日(木) 開講式
7月～毎月第2木曜日
- **時間** 10:00～14:00
- **場所** 役場保健センター 2階
- **対象者** 町内在住者30人
- **受講料** 無料
- **申込み締切り** 5月31日(火)

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線123)

戦没者等のご遺族のみなさんへ

第9回特別弔意金の請求はお済みですか？

公的扶助料や遺族年金などを受けていた人が、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどにより、平成21年4月1日において、前記年金給付を受ける人がいない場合に、戦没者死亡当時の先順位のご遺族お1人に支給されます。(ただし、支給要件があります。)

※すでに特別弔意金を受けている場合は、今回は対象となりません。

- **請求期限** 平成24年4月2日
- **請求窓口** 須恵町役場 健康福祉課
- **問合せ先** 福岡県福祉労働部 保護・援護課
☎ 643-3302

社会教育課

☎ 934-0030

歩気ing in 須恵 ～チャリティー・ウォークラリー～

今回の歩きingの舞台は、私たちの町『須恵』です。ご家族・お友達といっしょに、須恵町を歩きingしてみませんか。

- **開催日** 5月15日(日) 8時30分受付
9時開会式
- **集合場所** 健康広場(スタート)
- **申込方法** 2～3人1組での申込をお願いします。申込用紙(広報折込チラシ)に記入の上、応募箱(アザレアホール窓口)に入れて下さい。
- **参加締切** 4月25日(月)
- **参加費** 1人100円(保険代)
※当日は、東北地方太平洋沖地震義援金の募金箱を設置させていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線113)

高齢者等運転免許証自主返納支援事業について

須恵町では、高齢者等が原因となり交通事故の増加傾向に歯止めをかけるため、70歳以上および肢体不自由などの身体の都合により運転免許証を自主返納する人を対象に、身分証明書として使用できる「顔写真付き住民基本台帳カード」(住基カード)を無料で交付します。

1. 支援内容

顔写真付き住基カードの交付手数料(500円の免除)
※ただし、自主返納後1回限りで、住基カードの有効期限は10年です。

2. 実施時期

4月1日から

3. 対象者

- ①③④または②③④のすべてに該当する人
- ① 須恵町の住民基本台帳に記載されている70歳以上の人
 - ② 視覚障害、聴覚障害、その他肢体不自由などの身体の都合により運転免許証を自主返納した人
 - ③ 4月1日以降に運転免許の自主返納した人
 - ④ 顔写真付き住基カードをお持ちでない人

4. 申請に必要なもの

- ア. 申請による運転免許の取消通知書(返納時に警察署で交付されたもの)
- イ. 失効した運転免許証(返納時に警察で穴を開けられたもの)
- ウ. 印鑑(認め印)

エ. 顔写真1枚は申請時に撮影しますが、持参されても結構です。(写真は縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景、6か月以内に撮影されたもの)

※自主返納してから1か月以内であれば、住基カードの即日交付ができます。1か月過ぎた場合はア、イの書類のほかに「顔写真付きの公的身分証明書」(パスポートなど)をお持ちいただければ即日交付しますが、ない場合は照会書を送付して、後日交付となります。

5. 注意事項

- ・アの手続きの際、イの書類を受け取る旨を必ず申し出てください。また、ア、イどちらも再発行はされませんので、なくさずお持ちください。
- ・申請時に提出していただいた書類は、コピーを取らせていただいております。

6. 受付時間

月曜日から金曜日まで(祝祭日は除く) 9時から16時45分まで

建設産業課

☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線214)

はかりの定期検査を行います

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用されている人は必ず受検して下さい。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。大型のはかり(ひょう量が300kgを超えるもの)の検査につきましては問い合わせ先までご連絡ください。

- **日時** 4月18日(月) 10時～12時
13時～15時
- **会場** カルチャーセンター
- **問合せ先** 社団法人 福岡計量協会
☎ 939-2945

税務課

☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線132・140)

窓口来庁者の確認と委任状の添付をお願いしています

役場窓口来庁者の確認を厳格にするために、住民課や税務課では諸証明の請求の際に、本人確認のための書類(運転免許証など)の提示をお願いしています。

また、自分以外の証明書を請求する場合は、委任状の添付もお願いしています。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。